

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第3号、特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第2号から議案第5号までの4議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第5条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第5条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日に在職するもの「100分165」を、12月1日に在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布

の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。議案第2号と同様に、国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第4条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第4条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日に在職するもの「100分165」を、12月1日に在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

議案第2号及び議案第3号と同様に、国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第4条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第4条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日在職するもの「100分165」を、12月1日に在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議案第2号から議案第4号までと同様に、人事院勧告を尊重し、一般職の給料表の改定、勤勉手当の支給月数を改ためるため、本条例（案）を提出するものでございます。

今回の人事院勧告では、公務員と民間企業との平成26年4月分の給与状況を調査した上で、主な給与の決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を比較し、また、特別給（ボーナス）は、昨年8月から本年7月までの1年間の民間

の支給実績と公務員の年間の支給月数の調査結果を踏まえ、勧告を行ったところでございます。

月例給においては、民間企業との較差は、1,090円で、勧告率は、0.27%の引き上げでございます。

特別給（ボーナス）は、民間の平均水準に合わせるため、支給月数3.95月から0.15月引き上げて、4.10月とするものでございます。

それでは、本条例の改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、1ページの第1条関係ですが、8ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号中、前項の職員のうち再任用職員以外の職員で勤勉手当の基礎額に乗ずる割合の「100分の67.5」を「100分の82.5」に、同第2号中、前項の職員のうち再任用職員で勤勉手当基礎額に乗じる割合を「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

同第1号の改正は、6月期と12月期をあわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が、既に支給済みのため、12月期の1回で、また、同第2号の改正は、6月期と12月期をあわせて、0.05月引き上げるものですが、6月期が、既に支給済みのため、12月期の1回で勤勉手当において、改正を行うものでございます。次に給料表の改正で、1ページから6ページにあります、別表第1（第3条関係）の給料表に改めるものでございます。

9ページから14ページに別表第1（第3条関係）の新旧対照表をお示し致しております。

再任用職員以外の職員につきましては、1級の1号給から93号給まで、2級の1号給から125号給まで、3級の1号給から99号給まで、4級の1号給から83号給まで、5級の1号給から75号給まで、6級の1号給から67号給まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ、200円から2,000円の引き上げとなっております。

続きまして、6ページ、第2条の関係です。

15ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧ください。

この改正は、第20条第2項第1号の前項の職員のうち再任用職員以外の職員でございますが、先の第1条におきまして、12月期の0.675月を0.15月引き上げ、0.825月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期と12月期の2回で0.15月引き上げるもので、6月期の0.675月を0.075月引き上げ、0.75月とし、12月期の0.825月を0.075月引き下げ、それぞれ、0.75月に、改正するもので、第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、第2号の前項の職員のうち

再任用職員でございますが、先の第1条におきまして、12月期の0.325月を0.05月引き上げ、0.375月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期と12月期の2回で0.05月引き上げるもので、6月期の0.325月を0.025月引き上げ、0.35月とし、12月期の0.375月を0.025月引き下げ、それぞれ、0.35月に、改正するもので、第20条第2項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改めるものでございます。

6ページにお戻りください。

附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項第1号及び同項第2号の規定は平成26年12月1日から適用し、別表第1（第3条関係）の規定は平成26年4月1日から適用するものです。

附則第3項は、平成26年4月1日前の異動者の号給の調整についての規定でございます。

附則第4項では、給与の内払いについての規定で、改正前の支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものと定めています。

附則第5項では、この条例は平成26年12月1日から現在の在職者に限り適用するものです。

次に、附則第6項では、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第2号から議案第5号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。